

資産除去債務に会計基準（案）等に関するコメント

平成 19 年 12 月 29 日に公表された上記公開草案に対してコメントいたします。

平成 20 年 2 月 1 日

公認会計士・税理士・不動産鑑定士補 中澤省一郎

3.用語の定義

によれば、資産除却債務は「法令又は契約で要求される法律上の義務及びそれに準ずるもの」となっております。

私としては、「対象範囲限定せずに、資産除却債務を計上すべき」であると考えます。以下がその理由である。

- (1) IAS16 号 16. C においては、範囲の限定がありませんので、コンバージョンの趣旨からしても、対象範囲を限定すべきではない。
- (2) 範囲を限定することにより、同一の有形固定資産を、同一の条件で取得した場合であっても、取得価額が異なることになり、比較可能性を害する可能性があること。
- (3) 有形固定資産の存する土地の権利は、以下の 3 種に区分され、建物の除却義務とその履行期日は以下のようになります。
 - ① 完全な自己所有地
 - ② 一般借地
 - ③ 定期借地

	土地		建物	
	返還義務	履行期日	除却義務	除却期日
① 自己所有地	なし	なし	法的義務：なし 社会的義務：あり	未定 未定
② 一般借地	あり	なし	法的義務：あり	未定（返還時、 建替え時）
③ 定期借地	あり	あり	法的義務：あり	確定（返還時）

公開草案では、③のみが資産除却債務の計上義務があり、①、②に関しては、有害物質で汚染されている等の場合（それに準ずる場合）のみ資産除却債務が計上される。

しかし、①、②、③の差異は、資産除却の時期が法的に確定しているか否か、であり、経済的実態としては、資産除却の到来時期に差異が発生しているに過ぎないので、割引計算をする年数のみが異なっていると考えられる。

従って、会社で決定した耐用年数が到来したときを資産除却の時期と仮定して、

資産除却債務を計上すべきである。

(4)「遊休状態にして放置」することが考えられる。

資産除去費用が多額に及ぶ場合に、企業は、資産除去せずに、「遊休状態にひて放置する」ことが考えられる。この場合、「減損」の対象となると考えられるので、「資産除却後の価額－資産除去費用」 >0 の場合には減損処理で問題ないが、「資産除却後の価額－資産除去費用」 <0 の場合には、減損処理では足りず、新除去債務の計上を逃れるために、意図的に「遊休状態」とすることが考えられる。

現状の日本の地価水準では、特に地方都市においては、「準ずるもの」に該当する有害物質等で汚染されていなくとも、「資産除却後の価額－資産除去費用」 <0 のケースの可能性が高い確率で存在する。

一方、企業の社会的責任としては「除却」することは義務であり、「法令又は契約で要求される法律上の義務及びそれに準ずるもの」に限定する必要はなく、この要件に合致しない、自己所有地に自己の資産を所有する場合等でも、「企業の社会的義務としての除却」も含めるべきである。